

返戻金制度規程

株式会社ひと

制度導入年月 令和 7 年 5 月 規程作成日 令和 7 年 4 月 21 日

当社が採用する職業紹介手数料の返戻金制度について、返戻条件と社内での取扱いを以下のとおり定める。

第 1 条 対象

当社の紹介により入社した者が、入社後 6 か月以内に本人の自己都合により退職した場合、求人者に対し、受領した紹介手数料の一部を返戻する。

第 2 条 返戻割合

入社から退職までの期間	返戻割合
1 か月以内	80%
1 か月を超え 3 か月以内	50%
3 か月を超え 6 か月以内	10%
6 か月を超える場合	返戻なし

期間は入社日から退職日までで判定する。返戻金額は、受領した紹介手数料の税抜額に上記割合を乗じて算定し、対応する消費税等も併せて返戻する。

第 3 条 対象外となる場合

求人企業の都合による解雇及び、求人企業が提示した労働条件との相違が原因となった退職は、本制度の対象外とする。

第 4 条 返戻手続き

求人者は、退職日と退職理由を当社に書面又は電子メールで通知する。当社は必要資料を確認し、返戻金額を求人者へ通知する。確認完了日から原則 30 日以内に、求人者の指定口座へ返戻する。

第 5 条 明示及び記録の保管

当社は、本制度の内容を求人者及び求職者に適切に明示・公表し、人材サービス総合サイトの登録内容と一致させる。職業紹介責任者は、本規程、明示資料、退職の確認資料及び返戻記録を社内で保管する。制度を変更した場合は、関連する案内・公表・登録内容を更新する。

附則

返戻割合及び対象条件は、令和 7 年 5 月から採用した制度の内容を記載する。返戻手続き及び記録の管理方法は、本規程の作成日から運用する。

株式会社ひと 代表取締役 坂井遼太郎

有料職業紹介事業許可番号 27-ユ-304893

〒565-0821 大阪府吹田市山田東四丁目 41 番 5 号 ローレルハイツ 309

電話 050-6878-2340